

行田市告示第100号

行田市英語検定料補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

行田市長 石井直彦

行田市英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に在住し、又は行田市立中学校に在籍している生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）を受検した生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、英語検定4級以上の級を受検したもの（以下「対象生徒」という。）の保護者とする。

- (1) 行田市立中学校に在籍している生徒
- (2) 市内に在住し、かつ、市外の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に在籍している生徒

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、対象生徒が受検した英語検定の検定料とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象生徒1人につき別表に掲げる額とする。

2 補助金の交付は、対象生徒1人につき1の年度において2回までとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行田市英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 検定料の領収書又は検定料を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 検定の最終結果を証する書類の写し
- (3) 申請者名義の通帳、キャッシュカード等の写し
- (4) 申請者の本人確認ができる書類の写し

2 前項の規定による申請の期限は、当該年度の末日までとする。

(審査及び決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を行田市英語検定料補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に補助金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者があるときは、当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

受検した級	補助金額
1級から3級まで	2,000円
4級	1,000円